

ChaOIプロジェクト推進事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、茶業及び関連産業におけるオープンイノベーションの推進等を図るため、Cha Open Innovationプロジェクト（以下「ChaOIプロジェクト」という。）推進事業を行うコンソーシアム等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

(1) この要綱において「ChaOIプロジェクト推進事業」とは、茶業及び関連産業におけるオープンイノベーションの推進並びに静岡茶の新たな価値の創造と需要の創出に資する取組であって、次に掲げるいずれかの事業とする。

ア 新商品開発支援事業

静岡茶の新商品を研究・開発するための事業

イ 販路開拓支援事業

静岡茶の新たな販路を開拓するための事業

ウ 複合作物のスタートアップ支援事業

県内の茶業者が茶以外の作物を導入することで茶業経営の安定を図るための事業

エ 需要に応じた生産構造の転換支援事業

県内の茶業者が流通販売業者と連携して需要に応じた茶を生産する体制に転換を図るための事業

オ 輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業

県内の茶業者が流通販売業者と連携して輸出需要等に応じた有機栽培の拡大を図るための事業

カ 有機栽培適性茶品種転換支援事業

県内の茶業者が有機栽培拡大に向けて、有機栽培に適する品種への転換に取り組む事業

(2) この要綱において「オープンイノベーション」とは、茶業及び関連産業等複数の主体による協働のもと、静岡県農林技術研究所茶業研究センターと連携して、技術やアイデア、サービス、その他事業化のための資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出するイノベーション手法をいう。

(3) この要綱において、「コンソーシアム等」とは、Cha Open Innovationフォーラム（以下「ChaOIフォーラム」という。）会員2者以上で組織する共同事業体等であり、別表1に定める事業実施主体のことをいう。

(4) この要綱において「ChaOIフォーラム会員」とは、ChaOIフォーラム会員規約（令和2年3月19日付け農茶第294号）に基づき加入した会員のことをいう。

(5) この要綱において「茶業者」とは、茶を生産する農業者や茶を生産する農業者から生葉を買い取り、荒茶に加工して販売する食品事業者のことをいう。

(6) この要綱において「流通販売業者」とは、県内の茶業者から茶を購入して販売する茶商工業者等のことをいう。

- (7) この要綱において「認証」とは、有機JAS認証、JGAP、HACCPのほか、流通販売業者の原料調達規定に対応するための認証のことをいう。
- (8) この要綱において「環境負荷低減」とは、みどりの食料システム戦略（令和3年5月12日農林水産省策定）に掲げる農林水産業のCO₂ゼロエミッション化、化学農薬の使用量の低減及び化学肥料の使用量の低減等のことをいう。
- (9) この要綱において「有機栽培適性茶品種」とは、本県が開発した「つゆひかり」及び「しずゆたか」とする。
- (10) この要綱において「茶苗木販売業者」とは、県内茶業者へ茶の苗木を販売する事業者のことをいう。

第3 補助の対象及び補助率（額）

別表2に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

(1) 提出書類 各1部

- ア 交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 資金状況調べ（様式第4号）
- オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合。
 - (ア) 事業実施主体の変更
 - (イ) 施工場所又は設置場所の変更（第2の(1)エ及びオの事業に限る。）
 - (ウ) 事業種目（別表2の「補助の対象」の経費の欄に掲げる経費の区分をいう。以下同じ。）の新設又は廃止（第2の(1)エ及びオの事業に限る。）
 - (エ) 事業量の20パーセントを超える変更
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が定める期間）内において、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部

又は一部を県に納付させることがあること。

- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても財産管理台帳（様式第5号）を整備し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 補助金の対象期間内において、類似の内容で他の補助制度による同様の補助を受ける場合、本補助金は受けられないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 変更承認申請書（様式第6号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更収支予算書（様式第3号）
- エ その他参考となる書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第7号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 収支決算書（様式第3号）
- エ 財産管理台帳（様式第5号）
- オ その他参考となる書類

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日（第2の(1)ウの事業においては3月20日、カの事業においては、その翌年度の4月20日）までのいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第8号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 概算払の請求手続

提出書類 各1部

- ア 概算払請求書（様式第8号）
- イ 資金状況調べ（様式第4号）

第10 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実施報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第11 書類の経由

この要綱に基づき提出すべき書類のうち、第2の(1)のウ、エ、オの事業については、以下を経由し提出するものとする。

(1) 第2の(1)のウの事業

事業実施主体の所在地を管轄する農林事務所

(2) 第2の(1)のエ及びオの事業

事業実施主体であるコンソーシアムの構成員のうち、事業を実施する茶業者の所在地を管轄する農林事務所

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定及び様式は、令和3年度分の補助金から適用する。
- 3 この改正の施行の際、現に改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年11月29日から施行する。

別表1 (第2の(3)関係)

事業名	事業実施主体	備考
新商品開発支援事業	C h a O I フォーラム会員2者以上によるコンソーシアム	ただし、C h a O I フォーラム会員である県内の茶業者が1者以上含まれること
販路開拓支援事業		
複合作物のスタートアップ支援事業	C h a O I フォーラム会員である県内の茶業者または県内の茶業者で組織する団体	
需要に応じた生産構造の転換支援事業	C h a O I フォーラム会員2者以上によるコンソーシアム	ただし、C h a O I フォーラム会員である県内の茶業者及び当該茶業者が茶を販売する流通販売事業者の両方が含まれること
輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業		
有機栽培適性茶品種転換支援事業	C h a O I フォーラム会員である茶苗木販売業者	ただし、有機栽培適性茶品種へ転換するC h a O I フォーラム会員である県内茶業者に対し、当該品種苗の購入費に対する助成を行うこと

別表 2 (第 3 関係)

補助の対象			補助率 (額)
事業名	事業の区分	経 費	
新商品開発支援事業	静岡茶の新商品開発	新商品開発に要する経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他事業の実施に必要であると知事が認める経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、500 万円を限度とする。
	静岡茶の新商品のための研究開発	研究開発に要する経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他事業の実施に必要であると知事が認める経費	当該事業に要する経費の 3 分の 2 以内とし、1,000 万円を限度とする。
販路開拓支援事業	静岡茶の新たな販路開拓	販路開拓に要する経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他事業の実施に必要であると知事が認める経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、300 万円を限度とする。
複合作物のスタートアップ支援事業	茶業経営の安定のための茶以外の複合作物の導入	複合作物の導入に要する経費 種苗費、資材費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、その他事業の実施に必要であると知事が認める経費	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、150 万円を限度とする。
需要に応じた生産構造の転換支援事業	高付加価値需要を重視した生産体制への転換	生産構造の転換に要する次に掲げる施設及び機械を整備する経費 (1) 被覆栽培 (てん茶を含む) の管理機械施設 (2) 新しい需要に対応するための茶製造機械施設 (3) 高付加価値化を図るために必要な管理機械施設 (4) その他特に知事が認めたもの	当該事業に要する経費の 2 分の 1 以内とし、1,500 万円を限度とする。

	大量需要等生産性を重視した生産体制への転換	生産構造の転換に要する次に掲げる施設及び機械を整備する経費 (1) 省力茶園管理機械施設 (2) 茶改植関連機械施設 (3) 茶工場稼働率向上施設 (4) 茶工場衛生対応等改修改良工事 (5) 広域生葉集出荷施設 (6) 集荷体制構築対策費 (7) その他特に知事が認めるもの	
	環境負荷低減を図る生産体制への転換	生産構造の転換に要する次に掲げる施設及び機械を整備する経費 (1) 茶園管理機械施設 (2) 茶製造機械施設 (3) その他特に知事が認めたもの	
	認証取得対策	生産構造の転換に要する認証取得の経費 (1) J G A P (2) H A C C P (3) その他流通販売業者の原料調達規定に対応するために必要な認証	
輸出需要等に対応した有機栽培拡大支援事業	有機栽培茶の生産拡大	有機栽培茶の生産拡大に要する次に掲げる経費 (1) 茶園管理機械施設 (2) 茶製造機械施設 (3) 茶工場衛生対応等改修改良工事 (4) その他特に知事が認めたもの	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、1,500万円を限度とする。
有機栽培適性茶品種転換支援事業		有機栽培適性茶品種へ転換するために当該品種苗を購入する県内茶業者の購入費相当額	当該事業に要する経費の2分の1以内とし、90円/本を限度とする。